

會 告

綠蔭幽草花時に勝るの好時節故本月九日（第二土曜
日）の常會は効外にて開くが興あると、存じ十二社
にて開會池畔清風にあみつゝ懇話仕ることに相定め
申候但し集會前淀橋の淨水工場（新宿ステーション
ヨシヨシ三町）を參觀いた
すべく候間九日午後一時三十分右工場門内にお集り
下されたく候但し工場の都合之あり候間當日は靴若
しくは草履の類御用ゐる相成りたく候なほ雨天の節は
女子高等師範學校附屬幼稚園にて例の如く常會相催
し候

會員御中

フレイバール會

●●緊急會告●●

別項本誌革新の辭にて申述候如く本誌は愈大改革の時期に接し申候従つて茲に會員諸君に向つて二三の重要なる事項左に謹告仕候

一、本誌は從來會員にのみ頒布の目的にて本會自ら發行其他の事務取扱ひ致し居り候ひしが斯くては本會發展の爲め不利益と存じ今回東京市京橋區南大工町一番地書肆弘道館と契約して四月より以後本誌の發行及販賣に關する一切の件を該館主辻本卯藏に委託致し候因つて爾今本誌發送に關する件は總へて該館と御交渉下され度候

一、從來本會にて直接取り扱ひ參り候會費徵收に關する一切の件も前項同様弘道館辻本卯藏に委託致し候に付本月分以後の會費は同人へ宛て御拂込相成度候尤も滞納會費の徵收に關する件は依然本會に於て直接取り扱ひ申す可く候に付明治三十九年三月迄の分は從前の通り本會へ直接御送付

下され度候

一、本誌發展の爲めには會計の整理を以て最も重大なるものとす、因つて會費滯納相成居候諸君は明治三十九年三月迄の分至急取り纏め直接本會へ御拂込相成度候(四月以降は弘道館へ)

一、爾今入會御希望の方は御申込は本會へ直接に會費は弘道館へ宛御送金下され度願上候

一、雜誌御購讀のみ御希望の方は弘道館へ直接御申遣され度願上候

女子高等師範學校内

フレーベル會

弘道館

辻本卯藏

東京市京橋區南大工町一番地

フレーベル會規則

- 第一條 本會ハ幼兒保育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
 - 第二條 本會ハフレーベル會ト稱シ東京ニ置ク
 - 第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼兒保育ニ篤志ナルモノニシテ會員ノ紹介ヲ經ベシ
 - 第四條 會員ハ本會ノ經費トシテ一ヶ月金拾錢ヲ贖出スベシ
 - 第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルモノハ特ニ請ヒテ客員トナスコトアルベシ
 - 第六條 本會ノ目的ヲ達セシガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ
 - 一 總會 毎年四月二十一日ヲ開キ保育ニ關スル演說、談話、保育參列品、幼兒成績物展覽會、會務ノ報告、幹事ノ選舉等ヲナス會ノ會長ノ意見ニヨリ之ヲ變更スルコトアルベシ
 - 一 常會 毎年二月、六月、十月、十二月ノ第一土曜日之ヲ開キ保育ニ關スル演說、談話、協議、實驗等ヲナス
 - 一 組合會 會員中特ニ或ル事項ヲ研究セントスル者ヲ以テ組織ス但シ別ニ組合會規約ヲ定メテ會長ノ承認ヲ經ルモノトス
 - 一 雜誌發行、毎月一回雜誌ヲ刊行シ之ヲ會員ニ配布ス
 - 一 前項ノ外本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件
- 第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
- 會長 一人 會務ヲ總理ス
- 主幹 一人 會長ヲ輔佐シテ會務ヲ掌理ス
- 幹事 十人 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス
- 評議員 若干人 重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ス
- 第八條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス
- 第九條 主幹ハ會長ノ特選トス
- 第十條 幹事ハ會員ノ互選トシ其任期チ二ヶ年トス但シ毎年半数ヲ改選スルモノトス
- 第十一條 評議員ハ會長ノ特選トス
- 第十二條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ルコトアルベシ
- 第十三條 此規則ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラザレバ變更スルコトヲ得ス

謹告

戦後の教育的經營は、幼稚園をして奮起せしむるものあり。本會は實に其指導者たる可き重責を荷ふ。従つて其機關雜誌たる本誌は、年と共に其内容を精選し、郵税を輕減し、其他諸種の改良を實行し、今又大に計畫する所あり。近々之を讀者に發表するの機あらんとす。

讀者諸君希くば益々自重自信以て我保育界の爲に盡されんことを。